

マイナンバーカードで受診するための留意点

北陸電力健康保険組合

POINT
01

マイナンバーカードでの受診時における資格記録の登録について

2023年4月以降、医療機関や薬局など（以下、「医療機関」という。）では、「**オンライン資格確認**」の導入が義務化されており、マイナンバーカードで診療を受ける患者については、診察前に医療保険の資格記録を確認します。
【資格記録の確認ができると保険診療（原則3割負担での診療）を受けることができます。】



医療機関



患者（加入者様）



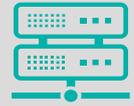
受診



医療機関



資格確認



※オンライン資格
確認等システム

※オンライン資格確認等システムとは、国民の資格記録を収録するためのシステムのことをいいます。

【重要】： 資格記録を確認するためには、事業所からの届出と 健保組合の登録 が必要です。

【登録が完了するまではマイナンバーカードでの受診はできませんので、ご注意ください。】

ご自身の記録の登録状況を確認する方法は、POINT3を参照ください。

POINT
02

事業所からの届出と健保組合の登録について

事業所からの届書は、加入者が資格取得するとき（事業所に入社するとき、扶養家族を追加するときなど）に必要となり、事実があった日（例えば入社日）から、原則5日以内に健保組合に届出することが求められています。

なお、事業所から**届書を受けた健保組合も**、

届書を受けた日から、原則5日以内にオンライン資格確認等システムに資格記録を登録することが求められています。



事業所

事業所は届書を
原則5日以内に届出



健保組合

健保組合は資格記録を
原則5日以内に登録



オンライン資格
確認等システム

※ 届書の情報が正確でない場合等は、登録に時間を要することがあります。

POINT
03

資格記録のマイナポータルでの確認について

マイナンバーカードで受診できないことを防ぐために、**事前にマイナポータル※**にアクセスして、医療保険の資格情報画面に最新の情報が登録されていることを確認してください。

医療保険の資格情報画面が確認できれば、マイナンバーカードで受診する準備は完了です。



【医療保険の資格情報画面】



※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスのことをいいます。上記QRコードまたはweb、アプリからログインすることができます。